

農地中間管理事業事務実施要領様式集

農地中間管理事業事務実施要領の様式一覧

頁	様式名
1	様式1-1 農用地利用集積等促進計画(集積) の案について(提出)
2	様式1-2 農用地利用集積等促進計画(集積) について(要請)
3~4	様式2 利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画 (集積)
5	様式3 農地中間管理事業の対象農地のリスト
6	様式4 口座振込依頼書兼委任状
7	様式5 委任状
8	様式6 農用地利用集積等促進計画(集積) の認可について(申請)
9	様式7 機構関連農地整備事業説明書
10	様式8-1 農用地利用集積等促進計画(配分) の案について(提出)
11	様式8-2 農用地利用集積等促進計画(配分) について(要請)
12~13	様式9 農用地利用集積等促進計画 (配分)
14	様式10 貯金口座振替依頼書
15	様式11-1 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 (個人)
16	様式11-2 同 (農地所有適格法人)
17	様式11-3 同 (農地所有適格法人以外の法人)
18	様式12 農用地利用集積等促進計画(配分) の認可について(申請)
19	様式13-1 農用地利用集積等促進計画(一括) の案について(提出)
20	様式13-2 農用地利用集積等促進計画(一括) について(要請)
21	様式14 利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画 (一括) 手書き
22	様式14 利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画 (一括) システム
23	様式14 共通事項
24	様式15 農用地利用集積等促進計画(一括) の認可について(申請)
25	様式16-1 土地改良事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(集積) の特約事項
26	様式16-2 土地改良事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(配分) の特約事項
27	様式17 一時利用地又は換地の賃料の決定について(通知)
28	様式18-1 農用地利用計画の変更申出書兼変更計画書 【地権者用】
29	様式18-2 農用地利用計画の変更申出書兼変更計画書 【耕作者用】
30	様式19 集落営農法人賃料変更申出書
31	様式20 農地貸借解約合意書兼通知書
32	様式21 農地貸借解約合意書兼通知書 (一括)
33	様式22 農地貸借の解約について(送付)
34	様式23 契約者異動申出書
35~38	様式24 農地の利用状況報告書
39	様式25 貴農業委員会が有する農地台帳記録事項の提供について
40	様式26 農地中間管理機構が中間管理権を有する農地情報の提供について(依頼)
参考様式	
41	参考様式1 相続関係説明図
42	参考様式2 農地貸借契約に係る誓約書
43~48	参考様式3-1 原状回復に関する確認書
49	参考様式3-2 原状回復に関する誓約書
50	参考様式3-3 原状回復に関する連帯保証人承諾書
51	参考様式3-4 農地附属物に関する確認書
52	参考様式4-1 農用地利用集積等促進計画(配分) (又は(一括)) の案の概要について
53~54	参考様式4-2 農用地利用集積等促進計画(配分) (又は(一括)) の案に対する意見書
55	参考様式4-3 農用地利用集積等促進計画(配分) (又は(一括)) の案に対する意見聴取の結果について
56	参考様式5 農地中間管理事業を活用される担い手の皆様へ
57~59	参考様式6 農作業・農産物販売受委託契約書
60	参考様式7 契約者情報の届出
61	参考様式8 農地の貸借契約の終期の通知について 【地権者あて用】
62	参考様式9 農地の貸借契約の終期の通知について 【耕作者あて用】
63	参考様式10 組織名等変更申出書
64	参考様式11 促進計画(一括) 対象農地一覧 (〇〇市(町))

※ 表中の の様式については、「記載例を後段に取りまとめ (P 65~83)」で掲載。

記載例

頁	様式名	
65	様式2	利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（集積）
66	様式4	口座振込依頼書兼委任状
67	様式5	委任状
68	様式9	農用地利用集積等促進計画（配分）
69	様式11-1	賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（個人）
70	様式11-2	同（農地所有適格法人）
71	様式11-3	同（農地所有適格法人以外の法人）
72	様式14	利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（一括）手書き
73	様式14	利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（一括）システム
参考様式		
74	参考様式1	相続関係説明図
75	参考様式2	農地貸借契約に係る誓約書
76～79	参考様式3-1	原状回復に関する確認書
80	参考様式3-2	原状回復に関する誓約書
81～82	参考様式3-3	原状回復に関する連帯保証人承諾書
83	参考様式3-4	農地附属物に関する確認書

様式 1 - 1

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市町長

農用地利用集積等促進計画(集積)の案について (提出)

山口県農地中間管理事業事務実施要領第 2 条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(集積)の案を作成したので、関係書類を添えて提出します。

なお、当該計画の案については、法第 18 条第 3 項に規定される〇〇農業委員会の意見を聴取の上作成しています。

- 添付書類：(1) 利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画(集積) (様式 2)
(2) 農地中間管理事業の対象農地のリスト (様式 3)
(3) 口座振込依頼書兼委任状 (様式 4)
(4) 委任状 (様式 5)
(5) その他

(注 1) 農地中間管理事業の対象農地等のリストは、電子データをメールに添付して公社へ送ってください。

(注 2) 口座振込依頼書兼委任状は、利用権の種類が賃借権の場合のみ添付してください。

(注 3) 委任状は、相続未登記を含め所有権が数人の共有に係る土地の場合のみ添付してください。「農地貸借契約に係る誓約書」(参考様式 2)で代えることができることとしています。

(注 4) その他は、相続関係説明図(参考様式 1)又は遺産分割協議書の写しで、各市町・農業委員会が必要と認めた場合のみの提出です。なお、遺産分割協議書については、所有権が数人の共有に係る土地の場合であって、相続人が提出することに了承された場合のみ添付してください。おって、「農地貸借契約に係る誓約書」提出の場合は添付不要です。

様式 1 - 2

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市町農業委員会会長

農用地利用集積等促進計画(集積)について(要請)

山口県農地中間管理事業事務実施要領第2条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(集積)の案及び関係書類を提出しますので、当該農用地利用集積等促進計画(集積)を定めるようお願いします。

なお、当該計画の案については、法第18条第3項に規定される〇〇市町の意見を聴取の上作成しています。

- 添付書類：(1) 利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画(集積)(様式2)
(2) 農地中間管理事業の対象農地のリスト(様式3)
(3) 口座振込依頼書兼委任状(様式4)
(4) 委任状(様式5)
(5) その他

(注1) 農地中間管理事業の対象農地等のリストは、電子データをメールに添付して公社へ送ってください。

(注2) 口座振込依頼書兼委任状は、利用権の種類が賃借権の場合のみ添付してください。

(注3) 委任状は、相続未登記を含め所有権が数人の共有に係る土地の場合のみ添付してください。「農地貸借契約に係る誓約書」(参考様式2)で代えることができることとしています。

(注4) その他は、相続関係説明図(参考様式1)又は遺産分割協議書の写しで、各市町・農業委員会が必要と認めた場合のみの提出です。なお、遺産分割協議書については、所有権が数人の共有に係る土地の場合であって、相続人が提出することに了承された場合のみ添付してください。おって、「農地貸借契約に係る誓約書」提出の場合は添付不要です。

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（集積）



1 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名及び住所（乙）		氏名又は名称	公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長			住所	山口県山口市桜島三丁目2番1号							
	利用権を設定する者の氏名及び住所（甲）		氏名又は名称	□果樹・施設等農地附属物が有る(予定含む) 共通事項(裏面)を了承し、この計画に同意する。 [同意印]			住所	電話番号 ()							
利用権を設定する者以外の連絡先 必ずご記入ください(必須)			氏名又は名称				住所	電話番号 ()							
利用権を設定する農地					設定する利用権					利用権を設定する農地の (甲)以外の権原者等					
所在：市町	現況地目	登記面積 (㎡)	登記面積のうち 契約面積 (㎡)	賃料計算面積 (㎡)	利用権の種類	利用の内容	始期	終期	賃料年額(円) 物納(kg)	賃料の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
										該当農地が所有者不明となった場合は、借賃は発生しないものとする。					

3

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

様式2

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(集積) (以下「本計画」という。)に定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用権の設定
1の各筆明細に記載された農地(以下「当該農地」という。)の利用権は、本計画の公告により設定される。なお、「所有者不明農地」とは、農地法第32条の「探索を行っても所有者を確知できない農地」に相当する農地のことをいい、この場合賃料は発生しないものとする。
- (2) 賃料の変更
本計画に定めた後に、利用権を設定した者(以下「甲」という。)と転借人(耕作者)が協議し合意され、利用権の設定を受けた者(公益財団法人やまぐち農林振興公社。以下「乙」という。)に甲又は転借人が申出て、乙が適当と認めた場合において額を変更することができる。
- (3) 賃料の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため支払期日までに賃料の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (4) 転貸
乙は、当該農地を甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させる。
- (5) 賃料の減額
やむを得ない事由により収益が減少し、1の各筆明細に定められた賃料の額より少ない収益となり、当該農地の転借人から乙に対しその収益の額に至るまでの減額請求があり、乙が当該賃料を減額する場合は、乙は甲に対して減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとする。
- (6) 障害の除去
甲は、地下埋蔵物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権行使の妨げになる行為を行ってはならない。
- (7) 修繕及び改良
ア 当該農地の修繕及び改良が土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。
イ 甲は、乙又は転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該農地の損耗については、自らの費用と責任において当該農地を修繕する。ただし、緊急を要するとき、又は甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは転借人が修繕することができる。この場合において、転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
ウ 乙は、甲の同意を得て転借人に当該農地の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。
エ 修繕費又は改良費の負担及び償還並びに償還すべき有益費については関係法令等に従い、甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとする。
- (8) 附属物の設置等
ア 転借人が、当該農地に果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得るものとする。また、転借人が附属物の設置をした場合において、利用権が終了したときは、転借人は甲に対して直接附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。
イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意している場合に限り、転借人は収去の義務を負わない。この場合、転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、転借人は甲に償還請求することができる。
- (9) 当該農地の返還
ア 利用権が終了したときは、乙はその満了の日から30日以内に、甲に対して当該農地を原状に回復して返還する。ただし、原状回復については、転借人によるものとする。また、災害その他の不可抗力又は当該農地の通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良行為により変更された場合は、この限りでない。
イ 乙は(7)のエによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該農地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求しない。
- (10) 利用権の終了
天災地変その他甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該農地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権は終了する。
- (11) 租税公課等の負担
ア 甲は、当該農地に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該農地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。
ウ かんがい排水及び土地改良等に必要経常費は、原則当該土地改良区の決定による。
- (12) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町(農業委員会)が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (13) 利用権取得者の責務
乙は、転借人に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (14) 利用権の解除
乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1項又は第2項に該当するときは、県知事の承認を受けて利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- (15) 個人情報の取扱について
本計画の記載内容について、県、市町等関係機関及び転貸人に情報提供をする場合がある。
- (16) 機構関連事業について
15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (17) 支払場所について
債務履行地としての支払場所は、乙の住所とする。
- (18) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、及び県・市町が協議して定める。

様式 4

管轄市町: _____

口座振込依頼書兼委任状



契約No.

耕作者:

申出日 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

契約者

(認印可)

郵便番号	住所	印
氏名		
電話番号		

私【契約者】はすでに(公財)やまぐち農林振興公社に口座を登録済のため、以下の申請は省略します。



※公社にすでに口座を登録済の方はこちらに押印して下さい。

私【契約者】は、公益財団法人やまぐち農林振興公社が支払う農地の賃料を口座振込によって受領したいので、下記の口座への振込を依頼します。

振込口座

金融機関名	本・支店名	
農協 銀行 信用組合	本店・本所 支店・支所 出張所	
預金種目	口座番号(7ケタ 右詰)	
1 普通または営農 ・ 2 当座 ・ 3 貯金		
口座名義人(カタカナ)	()	
ゆうちょ銀行を振込先にご指定の場合 (ゆうちょ銀行の方のみ、ご記入してください)	記号	番号

..... 契約者以外の口座への振込による受領を希望される場合、下記へご記入ください。

委任状

私【契約者】は、下記の者を代理人と定め農地の賃料の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者(口座名義人)

住所	郵便番号	電話番号
(フリガナ)		契約者との続柄
氏名		

6

※すでに他の口座登録がある場合、新しく届出された口座にまとめて振込いたします。ご了承下さい。
※お届けいただいた口座情報については、賃料の支払い用途以外には使用しません。

様式 6

番 号
年 月 日

山口県知事 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農用地利用集積等促進計画(集積)の認可について (申請)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の者との農用地利用集積等促進計画(集積)を認可されるよう関係書類を添えて申請します。

記

整理番号	利用権の設定を行う者の氏名又は名称

(注) 利用権設定対象農地が、県から促進計画の認可・公告の権限移譲を受けている市町の管轄の申請については、山口県知事を市町長に読み替える。

機構関連農地整備事業説明書

〇〇〇〇地区

年 月 日
〇〇市町〇〇〇〇課
公益財団法人やまぐち農林振興公社

1 機構関連農地整備事業について

山口県では、公益財団法人やまぐち農林振興公社が、県知事から農地中間管理機構（以下「機構」という。）の指定を受け、各市町の業務推進の協力を得て、農地の集積・集約化を進める農地中間管理事業に取り組んでいます。

機構関連農地整備事業は、この機構が借り受けている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、山口県が農業者の費用負担を求めずに農地整備を行うことができる事業です。

機構に15年以上の借受期間を設定して貸し付けた農用地等については、機構関連農地整備事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

2 機構関連農地整備事業の内容について

- ① 機構関連農地整備事業の対象となる農用地等は、機構の借受期間が機構関連農地整備事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものです。
- ② 機構関連農地整備事業は、山口県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担を求めずに農地区画整備とそれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う事業です。
- ③ 事業実施地域については、山口県が各市町・地域の農地の状況や担い手への集積・集約化の計画、将来の営農計画等を考慮した上で決定されます。

3 留意事項について

- ① 機構関連農地整備事業が実施された農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ② 機構関連農地整備事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した経費の全部）が徴収されます。

上記について説明を受けました。

※ご署名をお願いいたします。

氏名	
----	--

様式 8 - 1

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市町長

農用地利用集積等促進計画(配分)の案について (提出)

山口県農地中間管理事業事務実施要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(配分)の案を作成したので、農地中間管理事業の対象農用地等のリスト(様式 3)及び賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(様式 11-1 又は 11-2 又は 11-3)を添えて提出します。

なお、当該計画の案については、法第 18 条第 3 項及び法施行規則第 12 条第 3 項に規定される〇〇農業委員会の意見を聴取の上作成しています。

様式 8 - 2

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

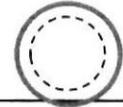
市町農業委員会会長

農用地利用集積等促進計画(配分)について (要請)

山口県農地中間管理事業事務実施要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(配分)の案、農地中間管理事業の対象農用地等のリスト(様式 3)及び賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(様式 11-1 又は 11-2 又は 11-3)を提出しますので、当該農用地利用集積等促進計画(配分)を定めるようお願いします。

なお、当該計画の案については、法第 18 条第 3 項及に規定される〇〇市町の意見を聴取の上作成しています。

農用地利用集積等促進計画(配分)



1 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名及び住所(乙)	氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 果樹・施設等農地附属物が有る(予定含む) [同意印]	住所	
	利用権を設定する者の氏名及び住所(甲)	氏名又は名称	共通事項(裏面)を了承し、この計画に同意する。 公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長	住所	電話番号 () 山口県山口市桜島三丁目2番1号

利用権を設定する農地					設定する利用権						備考
所在: 市町	現況地目	登記面積(m ²)	登記面積のうち契約面積(m ²)	賃料計算面積(m ²)	利用権の種類	利用の内容	始期	終期	賃料年額(円)物納(kg)	賃料の支払方法	
12										該当農地が所有者不明となった場合は、賃料は発生しないものとする。	

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

様式 9

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(配分)の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次の定めるところによる。

- (1) 転貸又は譲渡
1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)より賃貸借又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「利用権の設定等」という。)を受ける者(以下「乙」という。)は、利用権の設定等を受けた農地(以下「当該農地」という。)について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- (2) 賃料の変更
本計画に賃料を定めた後に、乙と地権者が協議し合意され、甲に乙又は地権者が申出て、甲が適当と認めた場合において額を変更することができる。なお、「所有者不明農地」とは、農地法第32条の「探索を行っても所有者を確認できない農地」に相当する農地のことをいい、この場合賃料は発生しないものとする。
- (3) 賃料の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため支払期限までに賃料の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (4) 賃料の減額
やむを得ない事由により収益が減少し、1の各筆明細に定められた賃料の額より少ない収益となり、当該農地の乙から甲に対しその収益の減少額に至るまでの減額請求があり、甲が当該賃料を減額する場合は、乙は甲に対して減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- (5) 修繕及び改良
ア 当該農地の修繕及び改良が土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。
イ 地権者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該農地の損耗については、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他地権者において修繕することができない場合で地権者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、地権者に対してその償還を請求することができる。
ウ 乙は、甲の同意を得て当該農地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
エ 修繕費又は改良費の負担及び償還並びに償還すべき有益費については関係法令等に従い、甲及び乙並びに地権者が協議して定めるものとする。
- (6) 附属物の設置等
ア 乙が、当該農地に果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、地権者の同意を得るものとする。
また、乙が附属物の設置をした場合において、利用権が終了したときは、乙は地権者に対して直接附属物を収去する義務を負い、甲は地権者に対して収去の義務を負わない。
イ アの規定にかかわらず、地権者が附属物を収去しないことに同意している場合に限り、乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、地権者が費用償還に同意している場合に限り、乙は地権者に償還請求することができる。
- (7) 租税公課等の負担
ア 当該農地に対する固定資産税その他の租税は、地権者が負担する。
イ 乙は、当該農地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ かんがい排水及び土地改良等に必要経常費は、原則当該土地改良区の決定による。
- (8) 利用権の終了
天災地変その他甲及び乙並びに地権者の責に帰すべからざる理由により当該農地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権は終了する。
- (9) 当該農地の返還
ア 利用権が終了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して当該農地を原状に回復して返還する。(附属物の取扱いについては(6)による。)ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該農地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、法令による権利の行使である場合を除き、当該農地の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (10) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (11) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該農地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定により、利用権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (12) 利用権の解除
甲は、当該農地について次のいずれかに該当するときは、当該農地に係る利用権を解除することができる。
ア 当該農地を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 正当な理由なく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
エ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (13) 個人情報の取扱について
本計画の記載内容について、県、市等関係機関及び地権者に情報提供をする場合がある。
- (14) 機構関連事業について
甲が農地中間管理権を有している農地については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (15) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

貯金口座振替依頼書

農協 **支所 御中**

(やまぐち農林振興公社経由)

年 月 日

支 払 先	やまぐち農林振興公社	支払金の 種 類	賃 料
預 金 者	住 所	〒 - (電話 -)	
	フリガナ	※	
	氏 名	印	
	契約者との続柄	本人 ・ その他 ()	
契 約 者 氏 名			

※ 農協への届出印をお願いします。

私は、上記の賃料をつぎにより口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

指 定 口 座	農協 支所	種 目		口 座 番 号					振 替 日
		普通	1						
		当座	2						
		その他	3						

記

1. 私が支払うべき賃料について貴組合に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を貯金口座から引落しのうえ、お支払ください。なお、振替日に変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議ありません。
2. 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず小切手の振出または、貯金通帳及び貯金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 貯金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
4. 貴組合の都合により、振替日の前営業日又は前々営業日に貯金口座から引落されてもさしつかえありません。
5. この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議ありません。
6. この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

様式11-1

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（個人）

整理番号		氏名又は名称			性別	年齢	歳	農作業従事日数		日		
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)		
					世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力 (年間延労働日数)	種類	数量	種類	数量
農地	m ²	農地	m ²		男	農業専従者	人	人日				
採草放牧地	m ²					主として農業に従事する者	人					
その他	m ²	採草放牧地	m ²		女	農業補助者	人					
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)					例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。							

15

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積((A) 欄の面積)は除く。
- (4) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人）

整理番号		法人の名称		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C) <input type="checkbox"/> 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (G)	
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)			種類	数量	種類	数量
農地	m ²	農地	m ²	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D) <input type="checkbox"/> 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。				
採草放牧地	m ²							
その他	m ²	採草放牧地	m ²	<input type="checkbox"/> 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。				
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)				例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。				

(記載注意)

- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積（(A) 欄の面積）は除く。
- (C)、(D)、(E) 欄は、賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握している場合は、省略できる。
- 農地所有適格法人が初めて農地中間管理機構から賃借権の設定等を受ける場合、定款の写しを添付すること。ただし再度賃借権の設定を受ける際、当該法人の定款に変更がない場合は、定款の写しの添付は省略できる。

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人以外の法人）

整理番号	法人の名称		賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物 (C)				賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (G)	
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		取得前	取得後		種類	数量	種類	数量	
			賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)							
農地	m ²	農地	m ²	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数			
							前年実績	見込み		
採草放牧地	m ²	採草放牧地	m ²							
その他	m ²									
				雇用労働力（年間延日数） (E)			人日			
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)				例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。						

(記載注意)

- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積（(A) 欄の面積）は除く。
- (C) 欄の「賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (D) 欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
- (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

様式 12

番 号
年 月 日

山口県知事 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農用地利用集積等促進計画(配分)の認可について (申請)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の者との農用地利用集積等促進計画 (配分) を認可されるよう関係書類を添えて申請します。

記

整理番号	利用権設定を受ける者の氏名又は名称

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市町長

農用地利用集積等促進計画(一括)の案について (提出)

山口県農地中間管理事業事務実施要領第4条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(配分)の案を作成したので、農地中間管理事業の対象農用地等のリスト(様式3)及び賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(様式11-1又は11-2又は11-3)を添えて提出します。

なお、当該計画の案については、法第18条第3項及び法施行規則第12条第3項に規定される〇〇農業委員会の意見を聴取の上作成しています。

添付書類：(1) 農地中間管理事業の対象農地のリスト(様式3)

※県の認可公告事務の権限移譲を受けている市町においては、「促進計画(一括)対象農地一覧(参考様式11)」に代えることができる。

(2) 委任状(様式5)

(3) その他

(注1) 農地中間管理事業の対象農地のリストは、電子データをメールに添付して公社へ送ってください。なお県の認可・公告の権限移譲を受けている市町においては、市町公告後、農業委員会サポートシステムを活用して、当該リストを作成しお送りください。

(注2) 委任状は、相続未登記を含め所有権が数人の共有に係る土地の場合のみ添付してください。「農地貸借契約に係る誓約書」(参考様式2)で代えることができることとしています。

(注3) その他は、相続関係説明図(参考様式1)又は遺産分割協議書の写しで、各市町・農業委員会が必要と認めた場合のみの提出です。なお、遺産分割協議書については、所有権が数人の共有に係る土地の場合であって、相続人が提出することに了承された場合のみ添付してください。おって、「農地貸借契約に係る誓約書」提出の場合は添付不要です。

(注4) 県の認可・公告の権限移譲を受けている市町においては、添付書類(2)及び(3)については、市町の裁量により省略できるものとします。

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市町農業委員会会長

農用地利用集積等促進計画(一括)について (要請)

山口県農地中間管理事業事務実施要領第4条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(一括)の案、農地中間管理事業の対象農用地等のリスト(様式3)及び賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(様式11-1又は11-2又は11-3)を提出しますので、当該農用地利用集積等促進計画(配分)を定めるようお願いします。

なお、当該計画の案については、法第18条第3項及に規定される〇〇市町の意見を聴取の上作成しています。

添付書類：(1) 農地中間管理事業の対象農地のリスト(様式3)

※県の認可公告事務の権限移譲を受けている市町においては、「促進計画(一括)対象農地一覧(参考様式11)」に代えることができる。

- (2) 委任状(様式5)
(3) その他

(注1) 農地中間管理事業の対象農地のリストは、電子データをメールに添付して公社へ送ってください。なお県の認可・公告の権限移譲を受けている市町においては、市町公告後、農業委員会サポートシステムを活用して、当該リストを作成しお送りください。

(注2) 委任状は、相続未登記を含め所有権が数人の共有に係る土地の場合のみ添付してください。「農地貸借契約に係る誓約書」(参考様式2)で代えることができることとしています。

(注3) その他は、相続関係説明図(参考様式1)又は遺産分割協議書の写しで、各市町・農業委員会が必要と認めた場合のみの提出です。なお、遺産分割協議書については、所有権が数人の共有に係る土地の場合であって、相続人が提出することに了承された場合のみ添付してください。おって、「農地貸借契約に係る誓約書」提出の場合は添付不要です。

(注4) 県の認可・公告の権限移譲を受けている市町においては、添付書類(2)及び(3)については、市町の裁量により省略できるものとします。

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（一括）

(自署)

(自署)

手書き用

公社(乙)に利用権の設定を行う者(甲)(地権者)	利用権の設定を受け・設定を行う者(公社)(乙)	公社(乙)を通じて利用権の設定を受ける者(丙)(耕作者)
下記の2,3を合意し、裏面の4共通事項を了承し、この計画に同意する。 (甲 自署) 年 月 日 (住所) (氏名) (電話番号 - -)	(住所) 山口市桜島三丁目2番1号 (名称) 公益財団法人やまぐち農林振興公社 (山口県農地中間管理機構) 理事長 桑原 恵利 (電話番号 083-924-0067)	下記の2,3を合意し、裏面の4共通事項を了承し、この計画に同意する。 (丙 自署) 年 月 日 (住所) (氏名) (電話番号 - -)

1 各筆明細

利用権を設定する農地						設定する利用権							
NO	所在：市町			地目 ※	登記面積 (㎡)	契約面積 (㎡)	利用権の 種類	利用の内容	(甲)が(乙)及び(乙)が(丙)に 貸借で設定する契約期間		賃料		賃料の 支払方法
	大字	字	地番						始期	終期	金納年額(円)	物納年数量(kg)	
21				田・畑 他()			賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年月日	終期 年月日	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> 円/10a <input type="checkbox"/> kg/10a	丙が甲に 直接支払う	
				田・畑 他()			賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年月日	終期 年月日	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> 円/10a <input type="checkbox"/> kg/10a		
				田・畑 他()			賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年月日	終期 年月日	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> 円/10a <input type="checkbox"/> kg/10a		
				田・畑 他()			賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年月日	終期 年月日	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> 円/10a <input type="checkbox"/> kg/10a		
				田・畑 他()			賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年月日	終期 年月日	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> 円/10a <input type="checkbox"/> kg/10a		

※「他()」のカッコ内は ①山林 ②原野 ③雑種地

2 債権譲渡及び代物弁済に係る合意事項	3 農地附属物に関する合意事項
(甲) 上記の利用権が設定された農地に係る乙の丙に対する賃料請求権を、乙から甲へ債権譲渡(民法第466条及び467条)することにより、乙の甲に対する賃料支払債務が弁済される(代物弁済という)ことを承諾します。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	<input type="checkbox"/> 果樹・施設等農地附属物がある(予定含む) 果樹・施設等農地附属物がある場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。
(丙) 上記の利用権が設定された農地に係る契約期間における乙の丙への賃料請求権を、乙から甲に譲渡されることを承諾します(民法第466条及び467条)。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	果樹・施設等農地附属物がある場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（一括）

(自署) (自署)

システム入力用

公社(乙)に利用権を設定する者(甲) (地権者:)	利用権の設定を受け・設定を行う者(公社) (乙)	公社(乙)を通じて利用権の設定を受ける者(丙) (耕作者:)
下記の2,3を合意し、裏面の4共通事項を了承し、この計画に同意する。 (甲 自署) 年 月 日 (住所) (氏名) (電話番号 - -)	(住所) 山口市桜島三丁目2番1号 (名称) 公益財団法人やまぐち農林振興公社 (山口県農地中間管理機構) 理事長 桑原 恵利 (電話番号 083-924-0067)	下記の2,3を合意し、裏面の4共通事項を了承し、この計画に同意する。 (丙 自署) 年 月 日 (住所) (氏名) (電話番号 - -)

1 各筆明細

利用権を設定する農地					設定する利用権						
NO	所在: 市町		地目	登記面積 (㎡)	契約面積 (㎡)	利用権の種類	利用の内容	(甲)が(乙)及び(乙)が(丙)に貸借で設定する契約期間		賃料 金納年額(円)又は物納年数量(kg)	賃料の支払方法
	大字	字 地番						始期 年月日	終期 年月日		
22											丙が甲に直接支払う

2 債権譲渡及び代物弁済に係る合意事項 (甲) 上記の利用権が設定された農地に係る乙の丙に対する賃料請求権を、乙から甲へ債権譲渡(民法第466条及び467条)することにより、乙の甲に対する賃料支払債務が弁済される(代物弁済という)ことを承諾します。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。 (丙) 上記の利用権が設定された農地に係る契約期間における乙の丙への賃料請求権を、乙から甲に譲渡されることを承諾します(民法第466条及び467条)。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	3 農地附属物に関する合意事項 <input type="checkbox"/> 果樹・施設等農地附属物が有る(予定含む) 果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の取去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。 果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の取去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。
--	--

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

様式 14

4 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)に定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用権の設定
1の各筆明細に記載された農地(以下「当該農地」という。)の利用権は、本計画の公告により設定される。
- (2) 転貸又は譲渡
丙は、当該農地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) 賃料の支払
甲が、乙から譲渡された丙への賃料請求権(民法第466条及び467条)により、乙の甲への賃料支払い義務が代物弁済される。よって、賃料の支払い方法(支払い時期・入金方法等)について甲と丙が協議し、丙が甲に直接賃料を支払う。乙は賃料の支払に関与せず、これに係る一切の責任を負わない。
- (4) 障害の除去
甲は、地下埋蔵物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで丙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権行使の妨げになる行為を行ってはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 当該農地の修繕及び改良が土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。
イ 甲は、丙の責めに帰すべき事由によらないで生じた当該農地の損耗については、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは甲に対してその償還を請求することができる。
ウ 丙は、甲の同意を得て当該農地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
エ 修繕費又は改良費の負担及び償還並びに償還すべき有益費については、甲及び丙が協議して定めるものとする。
- (6) 附属物の設置等
ア 丙が、当該農地に果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得るものとする。また、丙が附属物の設置をした場合において、利用権が終了したときは、転借人は甲に対して直接附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。
イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意している場合に限り、丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に償還請求することができる。
- (7) 当該農地の返還
ア 利用権が終了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。(附属物の取扱いについては(9)による。)ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該農地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。
イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意している場合に限り、丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に償還請求することができる。
ウ 丙は、法令による権利の行使である場合を除き、当該農地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権の終了
天災地変その他甲及び丙の責に帰すべからざる理由により当該農地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権は終了する。
- (9) 租税公課等の負担
ア 甲は、当該農地に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該農地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
ウ かんがい排水及び土地改良等に必要経常費は、原則当該土地改良区の決定による。
- (10) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙並びに丙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び市町(農業委員会)が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (11) 権利取得者の責務
ア 丙は、本計画の定めるところに従い、当該農地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 丙は、乙から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定により、利用権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、乙に報告しなければならない。
- (12) 利用権の解除 乙は、当該農地について次のいずれかに該当するときは、当該農地に係る利用権を解除することができる。
ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 正当な理由なく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
エ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (13) 個人情報の取扱について
本計画の記載内容について、県、市町等関係機関に情報提供をする場合がある。
- (14) 機構関連事業について
15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (15) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び県・市町が協議して定める。

様式 15

番 号
年 月 日

山口県知事 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農用地利用集積等促進計画(一括)の認可について (申請)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の者との農用地利用集積等促進計画(一括)を認可されるよう関係書類を添えて申請します。

記

整理番号	利用権設定を行う者の氏名又は名称

(注) 利用権設定対象農地が、県から促進計画の認可・公告の権限移譲を受けている市町の管轄の申請については、山口県知事を市町長に読み替える。

土地改良事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(集積)の特約事項

農用地利用集積等促進計画(集積)に付する特約について、次に定めるところによるものとする。

1 権利の種類

利用権を設定する農地の権利の種類は、賃貸借とする。

2 借賃の単価

- (1) 従前の農地に係る10a当たり単価は、〇円とする。
- (2) 一時利用地の使用開始(従前の農地の使用及び収益の停止)の日の後、一時利用地に係る10a当たり単価は、〇円とする。
- (3) 換地処分の後、換地に係る10a当たりの単価は、〇円とする。

3 賃料の決定に係る通知

利用権の設定を受ける者(公益財団法人やまぐち農林振興公社)は、土地改良事業の実施に伴う一時利用地の指定又は換地処分が行われた場合、利用権を設定する者(地権者)に対し、その農地の耕作面積に対する借賃を速やかに通知するものとする。

4 賃料の支払開始の年

一時利用地の使用開始の日又は換地処分の後、民法第614条の規定に基づき耕作者がその土地で収穫を行った年から開始する。

以上の事項を付したことの証として、本事項を1通作成し、双方記名押印の上、乙がこれを保有し、甲にその写しを交付する。

年 月 日

(乙) 利用権の設定を受ける者 住所 公益財団法人やまぐち農林振興公社
氏名 理事長

(甲) 利用権を設定する者 住所
氏名

印

土地改良事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(配分)の特約事項

農用地利用集積等促進計画(配分)に付する特約について、次に定めるところによるものとする。

- 1 権利の種類
利用権を設定する農地の権利の種類は、賃貸借とする。
- 2 賃料の単価
 - (1) 従前の農地に係る10a当たり単価は、〇円とする。
 - (2) 一時利用地の使用開始(従前の農地の使用及び収益の停止)の日の後、一時利用地に係る10a当たり単価は、〇円とする。
 - (3) 換地処分の後、換地に係る10a当たりの単価は、〇円とする。
- 3 一時利用地の指定又は換地処分の報告
利用権の設定を受ける者(転借人)は、土地改良事業の実施に伴う一時利用地の指定又は換地処分が行われた場合、利用権を設定する者(公益財団法人やまぐち農林振興公社)に対し、その旨を速やかに報告するものとする。
- 4 賃料の支払開始の年
一時利用地の使用開始の日又は換地処分の後、民法第614条の規定に基づき耕作者がその農地で収穫を行った年から開始する。

以上の事項を付したことの証として、本事項を1通作成し、双方記名押印の上、甲がこれを保有し、乙にその写しを交付する。

年 月 日

(乙) 利用権の設定を受ける者 住所
氏名

(甲) 住所
利用権を設定する者 氏名 公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長



地権者用

農用地利用計画の変更申出書兼変更計画書



利用権を設定する者 (以下「甲」という。) と利用権の設定を受ける者 公益財団法人やまぐち農林振興公社 (以下「乙」という。) とは、 年 月 日付け公告の農用地利用計画の内容を、次のとおり変更した。

第1条 (変更内容を記載)

第2条 (変更内容を記載)

以上の変更の証として、この計画書2通を作成し、双方記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

(甲) 利用権を設定する者

住所

氏名



(乙) 利用権の設定を受ける者

住所

山口市桜島三丁目2番1号

氏名

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長



農地の表示及び賃料

No	農地の所在	変更前					変更後					地権者
		契約面積 (㎡)	賃料計算面積 (㎡)	10a当り賃料 (円)	賃料年額 (円)	物納量 (kg)	契約面積 (㎡)	賃料計算面積 (㎡)	10a当り賃料 (円)	賃料年額 (円)	物納量 (kg)	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※本書の「農用地利用計画」とは、農用地利用集積計画又は農用地利用集積等促進計画(集積)のことをいう。

耕作者用

農用地利用計画の変更申出書兼変更計画書

捨印

捨印

利用権を設定する者 公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「甲」という。）と利用権の設定を受ける者
 公告の農用地利用計画の内容を、次のとおり変更した。

（以下「乙」という。）とは、 年 月 日付け

第1条 （変更内容記載）

第2条 （変更内容記載）

以上の変更の証として、この計画書2通を作成し、双方記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

(甲)利用権を設定する者 住 所
 山口市桜島三丁目2番1号
 氏 名
 公益財団法人やまぐち農林振興公社
 理事長

印

(乙)利用権の設定を受ける者 住 所
 氏 名

印

農地の表示及び賃料

No	農 地 の 所 在	変 更 前					変 更 後					耕作者
		契約面積 (㎡)	賃料計算 面積(㎡)	10a当り 賃料(円)	賃料年額 (円)	物納量 (kg)	契約面積 (㎡)	賃料計算 面積(㎡)	10a当り 賃料(円)	賃料年額 (円)	物納量 (kg)	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※本書の「農用地利用計画」とは、農用地利用配分計画又は農用地利用集積等促進計画(配分)のことをいう。

農地貸借解約合意書兼通知書



年 月 日

〇〇市町農業委員会会長 様

利用権を設定していた者

住 所

氏 名

(電話 ())



通知者

利用権の設定を受けていた者

住 所

氏 名

(電話



下記のとおり農地の貸借の合意による解約について、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

土地の表示等	市町	大字	字	地番	地 目		面 積 m ²
					登記簿	現況	
貸借契約の 内 容	契約の時期	年 月 日					
	契約の期間	年 月 日から 年 月 日					
	年間賃借料	円					
農地法第18条第1 項ただし書に該当す る 事 由 の 詳 細							
	貸借の解約の合意が成立した日	年 月 日					
	貸借の合意による解約日	年 月 日					
土地の引渡しの時期	年 月 日						
今後の農地利用計画	1. 自己管理 2. 他の方へ貸借予定 3. 転用予定 4. その他 ()						
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項							



農地貸借解約合意書兼通知書（一括）

年 月 日

〇〇市町農業委員会会長 様

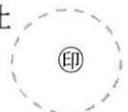
利用権を設定していた者（地権者）

氏 名
（電話 ())



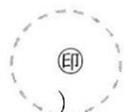
中間管理権を取得していた者（山口県農地中間管理機構）

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長



利用権の設定を受けていた者（耕作者）

氏 名
（電話 ())



下記のとおり農地の貸借の合意による解約について、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

	市町	大字	字	地番	地 目		面 積 m ²
					登記簿	現況	
農地の表示等							
貸借契約の 内 容	契約の時期	年 月 日					
	契約の期間	年 月 日から 年 月 日					
	年間賃借料	円					
農地法第18条第1 項ただし書に該当す る事由の詳細							
貸借の解約等の日	貸借の解約の合意が成立した日	年 月 日					
	貸借の合意による解約日	年 月 日					
農地の引渡しの時期	年 月 日						
今後の農地利用計画	1. 自己管理 2. 他の者へ貸借予定 3. 転用予定 4. その他 ()						
その他参考となるべき事項							

様式 22

事務連絡

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
農地中間管理事業部長 様

市町農政部局担当課長

農地貸借の解約について（送付）

山口県農地中間管理事業事務実施要領第8条第2項の規定に基づき、農地貸借解約合意書兼通知書(一括)を添えて提出します。

なお、該当農業委員会への通知について御配慮願います。

契約者異動申出書



年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

下記公告年月日の農地貸借契約について、契約者の異動を申し出ます。
また、これに係る一切の責任を負うことを誓約します。

地権者（新契約者）

郵便番号			
住 所			
フリガナ		現契約者との続柄	押印
氏 名 ※自署			印
電話番号			

記

現契約者の氏名 _____

契約者異動理由 _____

契約番号	契約対象農地	面積 (m ²)	年間賃借料	公告年月日	耕作者名

※（留意事項）相続未登記の場合（所有権が数人の共有に係る農地の場合含む）、当面連絡先として窓口となる者を決めて手続きを行っていただき、相続登記が完了した場合は当社にご一報ください。なお、契約者の変更が生じた場合には、契約者変更の手続きを行います。

農地の利用状況報告書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

住所
氏名

印

年 月 日付で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（配分）（又は農用地利用配分計画）による利用権の設定等を受けた農地について、下記の通り報告します。

記

1. 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項の規定に基づき利用権の設定等を受けた者の氏名等

氏 名	住 所

2. 利用権の設定等を受けた農地（別紙）及び面積（3月末時点）

農地面積 m² （耕作可能面積 m²）

3. 上記農地の利用状況

作物の種類	栽培面積 (耕作可能面積)	生産量	反収

※当年度の作物について記載(公社から農地を借受後に作付けしたもの)
 ※前年度については()書きとする。

4. 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項の規定に基づき利用権の設定等を受けた農地の管理状況と管理不十分な場合はこの状況に至った経緯

()

5. 今後の取り組み（地域及び関係機関を含めた対応）

()

6. 業務執行役員の状況

氏 名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の 年間従事日数

7. その他参考となるべき事項

- 1 住所・氏名については、公社で記入しております。確認のうえ押印をお願いします。
- 2 法人である場合は、定款の写しを添付してください。前年度までに既に提出された法人は除きます。
- 3 記3の「上記農地の利用状況」の欄は、公社から借り受けた農地に作付けされた、作物の種類、栽培面積、生産量、反収を記入してください。
なお、何らかの理由で作付けが出来なかった場合は、その理由を記入してください。
- 4 記4の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項の規定に基づき利用権の設定を受けた農地の管理状況と管理不十分な場合はこの状況に至った経緯」の欄は、例えば、管理が不十分な場合はそのような状況に至った経緯や周辺に及ぼしている(病害等)影響を記入してください。
- 5 記5の「今後の取り組み(地域及び関係機関を含めた対応)」の欄は、例えば、管理不十分な場合は状況を改善する方針や方法及び地域・関係機関と連携した対応策について記入してください。
- 6 記6の「業務執行役員の状況」については、個人の場合は記入不要です。
「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記入してください。

〇〇農業委員会会長 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

貴農業委員会が有する農地台帳記録事項の提供について

標記の件について、農地法施行規則第 103 条の規定に基づき、下記 1 のとおり提供
くださるようお願いします。

なお、提供いただく情報については下記 2 のとおり情報管理責任者を定め、当公社
のみならず当公社と委託契約を締結した業務受託機関での利用にあっても適正かつ
安全な管理対策を講じますことを申し添えます。

記

1 提供を求める農地とその情報

(1) 提供を求める農地

〇〇市〇〇地区の農業法人及び大規模経営農家の経営農地
(「別添名簿のとおり」と表記も可とする。)

(2) 提供を求める情報 (項目右端に✓を)

農地台帳項目	
所在	<input type="checkbox"/>
地目	<input type="checkbox"/>
登記面積	<input type="checkbox"/>
所有状況 (地権者と耕作者)	<input type="checkbox"/>
貸借状況 (適用法・始期・終期・使用貸借 or 賃貸借(金納・物納))	<input type="checkbox"/>

2 本件に関する情報管理責任者及び担当者

(責任者) 部署名 職名 責任者名

(担当者) 部署名 職名 担当者名

e-mail : 〇〇〇〇@〇〇.jp

電 話 : 0000-00-0000

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様
(山口県農地中間管理機構長)

依頼者 (名 称)
(代表者)

農地中間管理機構が中間管理権を有する農地情報の提供について (依頼)

農地法第 51 条 2 の第 2 項の規定に基づき、下記のとおり貴農地中間管理機構が中間管理権を有する農地に係る情報をご提供いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象地区
 - ・〇〇市町〇〇地区 (大字〇〇)
 - ・経営体に転貸された農地 (経営体名)

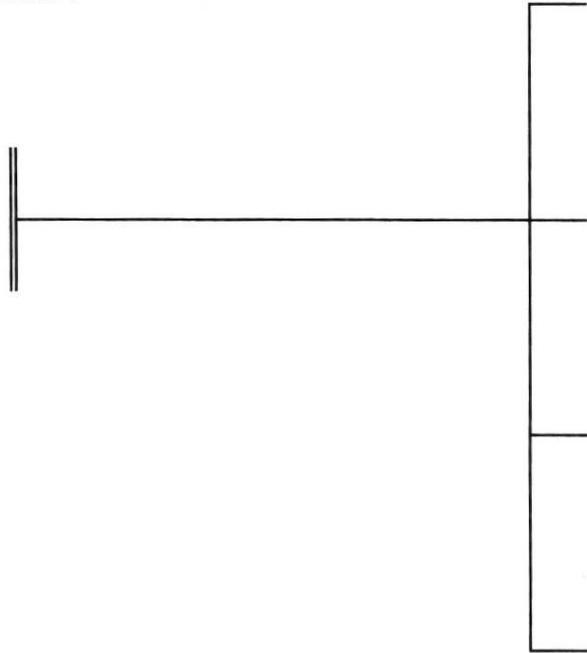
- 2 対象農地に係る情報
 - ・所在及び地番、面積
 - ・登記名義人及び契約者名
 - ・借入期間及び貸付期間

- 3 提供方法
 - 下記アドレスに電子メールにて送付
 - e-mail : 〇〇〇〇@〇〇.jp
 - 担当者 : 〇〇
 - 電 話 : 0000-00-0000

参考様式 1

被相続人 ○○○○ 相続関係説明図

被相続人



農地貸借契約に係る誓約書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

住所

氏名

(自署)

地権者との関係 ()

この度、私は、別添「農用地利用集積等促進計画（集積）」等について、これに係る一切の責任を負うことを誓約します。

記

契約対象農地	登記簿面積	登記名義人	※理由

※登記名義人と契約者が異なる理由を下記の該当する番号を記入

- ① 当該農地は共有名義となっている。(複数での契約が難しい。)
- ② 相続登記はなされていないが、契約者が相続予定者である。
- ③ 相続登記はなされていないが、相続関係者は相続放棄等で実質的に法定相続人が契約者だけである。
- ④ その他 ()

(留意事項)

基本、登記名義人が存命の場合は、契約者は登記名義人とする(①の場合を除く)。登記名義人が高齢で判断能力が無い為直接契約ができない等、特殊事情による場合はその旨を④に記載する。

相続未登記の場合(所有権が数人の共有に係る農地の場合含む)、当面連絡先として窓口となる者を決めて手続きを行っていただき、相続登記が完了した場合は公社にご一報ください。なお、契約者の変更が生じた場合には、契約者変更の手続きを行います。

原状回復に関する確認書

利用権の設定を受ける農地に係る附属物（農地を付合した物を含む。以下同じ）について、地権者と耕作者は協議の上、下記のとおり原状回復の範囲及びその内容を確認した。

記

1 利用権の設定を受ける農地

所在	面積 (㎡)	借受時						返還時							
		ほ場 除草		ほ場 耕転		畦畔 除草		写真	ほ場 除草		ほ場 耕転		畦畔 除草		
		済	未	済	未	済	未		要	不	要	不	要	不	
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											

2 農地に係る附属物

既存の附属物 (台数、規模等)	設置時期	借受時			返還時					
		破損等の有無		具体的な状況	写真	修繕		交換 改植		具体的な状況
		有	無			要	不	要	不	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

新設する附属物 (台数、規模等)	設置者	設置者の 収去義務		具体的な収去方法 (設置者の具体的な対応)
		要	不	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

3 その他の取り決め

分類	質問者	内容	回答・結果	備考

本確認書のとおり、農地に係る附属物の状況並びに原状回復の範囲及びその内容（公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下、「公社」という。）は耕作者の履行補助者に該当しないことを含む。）を確認しました。

年 月 日

地権者
(自署)

住 所

氏名又は法人名

(代表者名)

連 絡 先

実印

年 月 日

耕作者
(自署)

住 所

氏名又は法人名

(代表者名)

連 絡 先

実印

写真台紙

撮影日： 年 月 日

番号	番号

別添

原状回復に関する確認書の作成及び保管に関する注意事項

- 1 該当する項目（済・未 / 要・不 / 有・無）について、地権者及び耕作者は現地で確認した上で、印を手書きで記載すること。
- 2 原本2通を作成の上、地権者及び耕作者が原本を各自で保管すること。また、耕作者は公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）及び当該農地の所在する自治体（以下「地元自治体」という。）に対し、写しを提出すること。
- 3 本確認書の枚数が2枚以上にわたる場合、各文書の継ぎ目に等分に掛かる契印を押すこと。また、本確認書の上に誓約書並びに連帯保証人承諾書を重ね、割印を押すこと。
- 4 本確認書を提出後、変更及び修正等が生じた場合、耕作者は連帯保証人及び公社、地元自治体に対し、報告すること。
- 5 地権者及び耕作者の双方の視点で、農地及び農地に係る附属物ごとに「箇所」を確認し、借受時の状態並びに消耗の状況を写真等に撮影して添付すること。
- 6 写真台紙については、用紙サイズの種類は問いません。

連帯保証人に関する注意事項

- 1 連帯保証人については、以下の(1)から(4)のうち、2人以上を選定すること。
(1) 安定した収入のある3親等以内の親族 (2) 職場の上司、同僚又は組合等耕作者が属する団体の者
(3) 友人、知人等安定した収入のある者 (4) 親会社、子会社、関連会社等の法人
- 2 連帯保証人は公社に対し、別添「連帯保証人承諾書」を提出すること。また、原状回復の責任の限度額を定めること。なお、新設する附属物がある場合の限度額は、専門業者等から見積を徴する等の方法により記載すること。
- 3 耕作者は連帯保証人に対し、以下の情報を提供すること。
(1) 耕作者自身の財産及び収支の状況
(2) 耕作者が耕作者以外の者に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
(3) 耕作者が本確認書の原状回復の責任について耕作者に担保を提供していない事実
- 4 公社は連帯保証人から本確認書の原状回復に関する問い合わせがあった場合は、連帯保証人に対し必ず回答すること。
- 5 公社は本確認書の原状回復の責任が喪失した場合は、連帯保証人に対し必ず通知すること。

利用権の設定を受ける農地及び農地に係る附属物に関する補足事項

- 1 地権者は農地について、利用権の設定に当たって、農業上の利用の増進を図るために必要な措置（農地の適正な管理）を講ずること。
- 2 自然的な劣化・消耗等（経年変化）及び耕作者の通常の使用により生ずる消耗等については、地権者が負担することが望ましい。
- 3 耕作者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による消耗等については、耕作者が負担すること。
- 4 公社及び地元自治体は、利用権の設定を受ける農地の原状回復に係る紛争には関与し、農地に係る附属物の原状回復に係る紛争には関与しないこと。ただし、両者間で関与することが適当だと判断された時は、この限りでない。
- 5 利用権の設定を受ける農地の契約期間中において、地権者及び耕作者の間で契約期間延長又は再契約の意向が確認できた場合は、農地及び農地に係る附属物について、返還時における原状回復の履行を新たに設定される契約期間の終了日まで延長できる。
- 6 既存の附属物については、耕作者と地権者又はその他の者との間で、賃貸借、使用貸借、譲渡等の契約を結ぶ場合、公社及び地元自治体に対し、契約書等の写しを提出すること。
- 7 新設する附属物については、耕作者が事業参加者となって農業経営に係る補助事業により設置した場合、補助事業実施主体と協議の上、撤去又は移設の検討を行うこと。
- 8 新設する附属物については、設置者が収去義務を負うこと。ただし、地権者が収去しないことに同意している場合は、設置者は収去義務を負わない。また、収去義務を負わない場合の費用請求は、設置者が直接地権者に請求すること。
- 9 残存する耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項別表第一又は別表「減価償却資産の耐用年数一覧」、営農計画書、青年等就農計画認定申請書等を参考にすること。

別表「減価償却資産の耐用年数一覧」

1 附属物の耐用年数

種類	構造・用途	細目	耐用年数	
建物	木造のもの	倉庫用、作業場用のもの	15	
	木骨モルタル造のもの		14	
	レンガ造・石造・ブロック造のもの		34	
	鉄骨鉄筋コンクリート造のもの		38	
	金属造		骨格材の肉厚が4mm超のもの	31
			骨格材の肉厚が3mm超4mm以下のもの	24
			骨格材の肉厚が3mm以下のもの、軽量鉄骨	17
簡易建物		木製主要柱が10cm角以下でトタンぶきなど	10	
		堀立造のもの及び仮設のもの	7	
その他	ビニールハウス	主として金属造のもの（骨格部分が金属製）	10	
		その他のもの（骨格部分が木造）	5	
構築物	主としてコンクリート造、れんが造、石造またはブロック造のもの	斜降索道設備および牧さく（電気牧さくを含む）	14	
		その他のもの 頭首工、えん提、用水路、かんがい用配管、貯水そう、あぜなど	17	
	主として金属造のもの	斜降索道設備	14	
		その他のもの（農用井戸、散水用配管など）		
	主として木造のもの	斜降索道設備、牧さく（電気牧さくを含む）など	5	
	主として土管のもの	暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	10	
その他のもの	薬剤散布用およびかんがい用ビニール配管など	8		

2 生物の耐用年数

種類	細目	耐用年数	種類	細目	耐用年数
かんきつ樹	温州みかん	28	びわ樹		30
	その他	30			
りんご樹	わい化りんご	20	くり樹		25
	その他	29			
ぶどう樹	温室ぶどう	12	梅樹		25
	その他	15			
なし樹		26	かき樹		36
桃樹		15	あんず樹		25
桜桃樹		21	すもも樹		16
			キウイフルーツ樹		22
			茶樹		34
			オリーブ樹		25

3 耐用年数を経過している場合の使用可能期間（簡便法による算出方法）

法定耐用年数の全部を経過している場合	法定耐用年数の全部を経過していない場合
法定耐用年数×20%	(法定耐用年数－経過期間)＋(経過期間×20%)

※簡便法により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切捨。その年数が2年に未満の場合は2年とする。

原状回復に関する誓約書

様

私は、利用権の設定を受ける農地及び農地に係る附属物について、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 農業上の適正かつ効率的な利用を確保します。
2. 返還時において、原状回復に関する確認書に記載のとおり、履行します。

以上

年 月 日

耕作者（自署）

住 所

氏名又は法人名
（代表者名）

連 絡 先

生年月日 S・H・R 年 月 日生

印鑑（実印）

※印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付すること。

原状回復に関する連帯保証人承諾書

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

利用権の設定を受ける農地	
農地に係る附属物 (農地に付合した物を含む)	
保証する責任の限度額	
連帯保証人である私は、耕作者から、以下の事項について説明を受けました。	
(1) 耕作者自身の財産及び収支の状況	チェック欄 <input type="checkbox"/>
(2) 耕作者が耕作者以外の者に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況	<input type="checkbox"/>
(3) 耕作者が本確認書の原状回復の責任について公益財団法人やまぐち農林振興公社に担保を提供していない事実	<input type="checkbox"/>

私は、別紙「原状回復に関する確認書」に基づき耕作者が負う責任につき、上記の限度額を極度額とし、その範囲内において、耕作者と連帯して履行の責を負います。

なお、利用権の設定を受ける農地に係る契約更新後も、引き続き連帯保証人になることについて承諾します。

年 月 日

連帯保証人 (自署)

住 所

氏名または法人名

(代表者名)

連絡先

生年月日 S・H・R 年 月 日生

続 柄 ()

印鑑 (実印)

※印鑑証明書 (発行後 3 ヶ月以内) を添付すること。

農地附属物に関する確認書

下記1の利用権設定予定の対象農地等に係る附属物（果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設等をいう。以下同じ）について、地権者（以下「甲」という。）及び耕作者（以下「乙」という。）は、下記2の申し合わせ事項を相互に確認しました。

記

1. 利用権設定対象農地

農地の所在	地目	面積（㎡）

2. 申し合わせ事項

- (1) 甲乙は、〇〇市町に農地中間管理事業による権利設定の実施を申し出ます。
- (2) 農地附属物の原状回復（附属物の収去を含む。以下同じ）の内容については、甲の意向に沿って、乙が原状回復確認書を作成し、甲乙双方で保管します。
- (3) 農地附属物の収去義務は、乙が甲に対して直接義務を負い、（公財）やまぐち農林振興公社及び上記1の農地の所在する自治体（以下「地元自治体」という。）は、甲に対し義務を負いません。

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様
 〇〇市町長

年 月 日

(甲) 住所 (自署) (実印)
 氏名

年 月 日

(乙) 住所 (自署) (実印)
 氏名

参考様式 4-2

農用地利用集積等促進計画（配分）（又は（一括））の案に対する意見書

（提出先）

宛 先：公益財団法人やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部 行

住 所：〒753-0821 山口県山口市葵二丁目5番69号

FAX：083-924-5719

※太線枠内へのご記入をお願いいたします。

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

年 月 日

氏名 (法人名・代表者名)				
住所 (法人所在地)				
電話番号	()			
確認欄	<input type="checkbox"/> 私は利害関係人（※注1）である。 <small>該当する場合、□に✓印を付けてください。</small>			
ご意見のある農用地利用集積等促進計画（配分）（又は（一括））の案	農用地利用集積等促進計画（配分）（又は（一括））の案（ 年 月 日付け縦覧開始）			
ご意見のある農地の所在	市・町	大字	小字	地番
ご意見 (※注2)				

※注1：利害関係人とは、農用地利用集積等促進計画（（配分）（又は（一括））に定める農地と同地域の農地を集積している者又は予定の有る者等を指す。

※注2：ご提出いただいたご意見については、個別回答はしておりませんので、ご了承ください。

※注1：利害関係人とは、農用地利用集積等促進計画（（配分）又は（一括））に定める農地と同地域の農地を集積している者又は予定の有る者等を指す。

※注2：ご提出いただいたご意見については、個別回答はしておりませんので、ご了承ください。

参考様式4-3

農用地利用集積等促進計画（配分）（又は（一括））の案に対する意見聴取の結果について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条3項に基づき、農用地利用集積等促進計画（配分）（又は（一括））を定めるにあたり、以下のとおり、利害関係人の意見聴取を実施しました。

1 定める農用地利用集積等促進計画（配分）（又は（一括））

（対象となる計画の公告日等の内容を記載）

2 意見聴取の期間及び方法

(1) 期間

年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）までの計 日間

(2) 方法

公益財団法人やまぐち農林振興公社農地中間管理事業部のホームページに農地利用集積等促進計画（配分）（又は（一括））の案を縦覧した。

3 提出された意見

(1) 意見の有無

意見あり ・ 意見なし

- - - 以下、意見がある場合に記載すること。 - - -

(2) 意見の概要

- ・ 提出者 _____
- ・ 提出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ・ 対象の農用地等 _____
- ・ 意見の内容

注：提出された意見に対して農用地利用集積等促進計画（配分）（又は（一括））の修正の有無並びに、その理由を記載すること

農地中間管理事業をご活用される担い手の皆様へ

公益財団法人やまぐち農林振興公社

この度、農地中間管理事業を活用され、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）との農地貸借契約を開始されますので、下記の事項について、ご承知おきください。

記

1 機構への毎年の賃料の支払について

(1) 金納の場合

毎年11月10日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に、ご指定の農協口座から口座振替の引き落としを行いますので、口座振替の前日までの入金をお願いします。

(2) 物納の場合

毎年12月末日までに、直接、地権者に対し物品納入くださいますようお願いいたします。また、納入後は「賃料（物納）納入確認書」を公社に対しご報告ください。

2 利用状況報告について

公社から「利用状況報告」の提出を求められた場合、速やかにご提供くださいますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

3 契約内容の変更について

契約者、農地の面積、賃料等に伴う変更がある場合、公社までご連絡ください。

なお、賃料の変更がある場合は、必ず地権者の了解を得た上でご連絡ください。地権者の合意が得られない場合は、賃料の変更はできません。

連絡先
公益財団法人やまぐち農林振興公社
農地中間管理事業部
TEL:083-924-0067 FAX:083-924-5719

農作業・農産物販売受委託契約書



委託者 公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）とは、この契約書の定めるところにより、農作業及び農産物販売の受委託契約を1通作成し、甲がこれを保有し、乙にその写しを交付する。

令和 年 月 日

委託者 住所 山口県山口市桜島三丁目2番1号

氏名 公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 印

受託者 住所

氏名



（農作業委託）

第1条 甲は、乙に対して、別表に記載する農地について、作目ごとに次の農作業を委託し、乙はこれを受託する。

- 一 水稻 耕起・代掻き、田植、稲刈・脱穀、乾燥調製
- 二 麦 耕起・整地、播種、収穫
- 三 大豆 耕起・整地、播種、収穫
- 四 野菜 耕起・整地、播種、防除、除草、収穫
- 五 果樹 せん定・整枝、施肥、摘花(果)、防除、除草、収穫

（販売委託）

第2条 甲は、乙に対し、前条に定める農地において生産・収穫された農産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

（精算額の支払）

第3条 乙は、前条により甲が乙に販売を委託した農産物の販売収入（以下「販売収入」という。）のうち、甲に金 円を清算金として 月 日までに支払うものとする。

（農業共済）

第4条 乙は、本契約による水稻及び麦、大豆の作付地を対象として、農業共済に加入するものとする。農業共済の掛金は、乙の負担とする。

（経営所得安定対策）

第5条 乙は、本契約に係る農地を対象として、経営所得安定対策に基づく各種交付金交付手続きを行い、交付金は乙が受領するものとする。

(契約期間)

第6条 本契約の有効期間は、 から までとする。

(貸借契約への移行)

第7条 甲は、本契約締結と同時に、乙に対する利用権設定のための事務手続きを行うこととし、乙もそれに同意する。

2 前項による利用権設定の事務が終了し、貸借契約が成立したときは、本契約による権利義務は消滅するものとする。

(損害賠償)

第8条 前条の甲の乙に対する利用権設定事務が、甲の責めによらない理由により実現できないときは、乙は本契約に定める義務を誠実に履行するとともに、甲に対し、何らの損害賠償も請求しないものとする。

契約者情報の届出

申出日： 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

1. 契約者情報

氏 名			
電話番号		携帯電話	

2. 契約者以外の連絡先

契約者に連絡がつかなかった場合等の連絡先をご記入下さい。

契約者以外の連絡先① ※必ずご記入下さい。

郵便番号		住 所		
氏 名			契約者との 続柄	
電話番号		携帯電話		

契約者以外の連絡先② ※必ずご記入下さい。

郵便番号		住 所		
氏 名			契約者との 続柄	
電話番号		携帯電話		

契約者以外の連絡先③ ※できればご記入下さい。

郵便番号		住 所		
氏 名			契約者との 続柄	
電話番号		携帯電話		

※いただいた情報については関係機関及び契約関係者と共有する場合がございます。予めご了承下さい。

〒 郵便番号
住所

氏名

年 月 日 発行

山口県山口市桜島三丁目2番1号

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農地の貸借契約の終期の通知について

公社事業につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、 年 月 日 付け公告の農地利用計画によって利用権の設定をした下記の農地は
来る 年 月 日 をもって賃貸借契約の期間が満了しますのでご連絡いたします。

なお、耕作者にも契約が終了する旨を連絡していますので、耕作者と期間満了後の扱い（契約
更新又は契約終了）を協議してください。

協議結果については、耕作者から農地所在市町の農政担当部局に連絡するようにお願いして
おります。

記

利用権を設定した農地				耕作者名	原状回復 対象農地
所在市町村：		地目	面積 (㎡)		
所在	地番				

お問い合わせ先 (公財)やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部 (担当) TEL 083-924-0067

〒 郵便番号
住所

氏名

年 月 日 発行

山口県山口市桜島三丁目2番1号

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農地の貸借契約の終期の通知について

公社事業につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、 年 月 日 付け公告の農地利用計画によって利用権の設定をした下記の農地は
来る 年 月 日 をもって賃貸借契約の期間が満了しますのでご連絡いたします。

なお、地権者にも契約が終了する旨を連絡していますので、地権者と期間満了後の扱い（契約
更新又は契約終了）を協議してください。

協議結果については、耕作者様から農地所在市町の農政担当部局に連絡するようにお願いします。

記

利用権を設定した農地				地権者名	原状回復 対象農地
所在市町村:		地目	面積 (㎡)		
所在	地番				

農地中間管理事業に関するお問い合わせ先
(公財)やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部 (担当) TEL 083-924-0067



組織名等変更申出書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社 様

土地所有者（又は耕作者）

住 所

氏 名



下記のとおり変更しましたので申し出ます。

記

1 変更内容

内容	変更前	変更後

2 変更日

年 月 日

3 添付書類

※登記事項証明書、口座振込依頼書兼委任状等

促進計画(一括)対象農地一覧(〇〇市(町))

No.	農地地番	契約面積 (㎡)	契約期間		地域計画 内・外
			契約始期	契約終期	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

留意事項 地域計画名は名称又は略称 地域計画外は「外」を記入

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画 (集積)

記載例

1 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 (乙)	氏名又は名称	公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 桑原 恵利						住所	山口県山口市桜島三丁目2番1号						
	利用権を設定する者の氏名及び住所 (甲)	氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 果樹・施設等附属物が有る (予定含む) 共通事項(裏面)を了承し、この計画に同意する。						住所	[同意印] 電話番号						
利用権を設定する者以外の連絡先をご記入ください。(必須)		氏名又は名称				続柄	住所									
							電話番号		()							
利用権を設定する農地				設定する利用権							利用権を設定する農地の(甲)以外の権原者等					
所在:	〇〇市町	現況地目	登記面積 (㎡)	登記面積のうち契約面積 (㎡)	賃料計算面積 (㎡)	利用権の種類	利用の内容	始期	終期	賃料年額(円) 物納(kg)	賃料の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
大字〇〇字〇〇100番		田	2,000.00	2,000.00	1,900.00	賃借権	水田	2025.11.1	2036.3.31	7,600	該当農地が所有者不明となった場合は、借賃は発生しないものとする。					
大字〇〇字〇〇101番		田	3,000.00	3,000.00	2,850.00		水田			11,400						
計	2筆		5,000.00	5,000.00	4,750.00					19,000						

押印(認印可)

電話番号

[同意印]

契約者以外の方の住所、氏名、連絡先を必ずご記入ください。

契約農地上の果樹や施設(ハウス等)等の設置物が有る場合はチェックしてください。

電話番号を記入または確認してください。(携帯電話可)

65

口座振込依頼書兼委任状（記載例）

様式4
管轄市町：〇〇市

口座振込依頼書兼委任状

申出日 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

契約者		(認印可)	
住所	住所	山口市〇〇〇1010番地	
氏名	農地 花子		
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

私【契約者】はすでに(公財)やまぐち農林振興公社に口座を登録済のため、以下の申請は省略します。

私【契約者】は、公益財団法人やまぐち農林振興公社が支払う土地の賃借料を口座振込によって受領したいので、下記の口座への振込を依頼します。

金融機関名	本・支店名
〇〇〇〇	〇〇〇〇
農協 銀行 信用組合	本店・本所 支店 出張所
預金種目	口座番号(7ケタ右詰)
1 普通または当座・2 当座・3 貯金	1 2 3 4 5 6 7
口座名義(カタカナ)	農地 花子(ノウチ ハナコ)
ゆうちょ銀行を振込先にご指定の場合 (ゆうちょ銀行の方のみ、ご記入してください)	記号 番号

..... 契約者以外の口座への振込による受領を希望される場合、下記へご記入ください。

委任状

私【契約者】は、下記の者を代理人と定め土地の賃借料の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者	
住所	郵便番号 - 電話番号 - -
(フリガナ)	
氏名	契約者との続柄

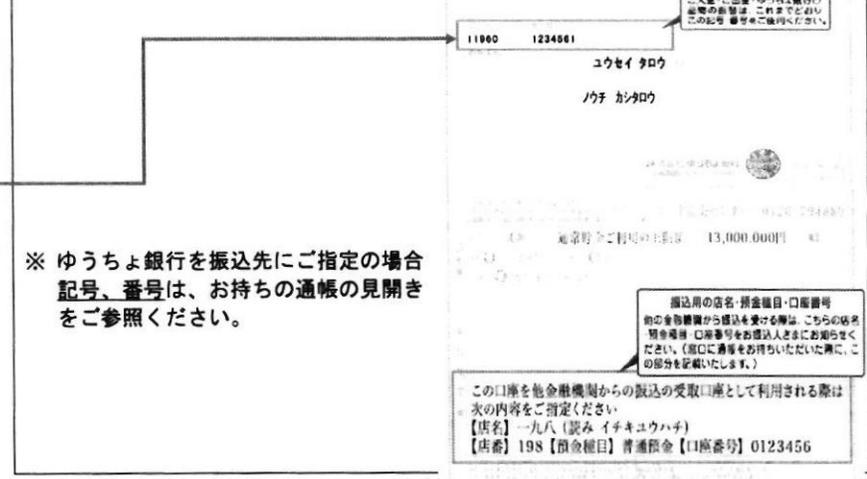
※ 注意
・ 黒色のボールペンで正確に記入してください。

① 押印
・ 契約者欄の右側の枠内(印)、用紙右上の(捨印)、2箇所に押印してください。

② 契約者
・ 住所、氏名、電話番号を記入してください。
・ 記入又は印字に修正がある場合は、二重線(=)で文字を消して、

※ 公社にすでに口座を登録済みの方は、こちらに押印して下さい。
以下の申請(③、④の記載事項)は省略します。

③ 振込口座
・ お持ちの通帳により正確に記入してください。
・ 口座名義は、カタカナで記入してください。

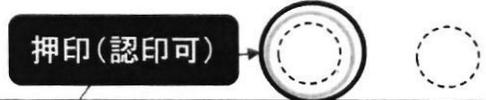


④ 受任者
・ 契約者以外の口座へ賃借料の振込をご希望の場合、受任者の住所、氏名、電話番号、続柄等を記入してください。

※すでに口座登録がある場合、新しく届出された口座にまとめて振込いたします。ご了承下さい。
※お届けいただいた口座情報については賃料の支払用途以外には使用しません。

記載例

農用地利用集積等促進計画(配分)



1 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の 氏名及び住所(乙)	氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 果樹・施設等農地附属物がある(予定含む) <small>【同意印】</small> 共通事項(裏面)を了承し、この計画に同意する。		住所	電話番号 ()					
	利用権を設定する者の 氏名及び住所(甲)	氏名又は名称	公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長		住所	山口県山口市桜島三丁目2番1号					
権利を設定する農地				設定する利用権							
所在: ○○市町	現況地目	登記面積 (㎡)	登記面積のうち 契約面積(㎡)	賃料計算面積 (㎡)	利用権 の種類	利用の内容	始期	終期	賃料 年額(円) 物納(kg)	賃料の 支払方法	備考
大字○○字○○100番 大字○○字○○101番	田 田	2,000.00 3,000.00	2,000.00 3,000.00	1,900.00 2,850.00	賃借権	水田 水田	2025/12/22	2036/3/31	7,600 11,400	該当農地 が所有者 不明と なった場 合は、賃 料は発生 しないも のとする。	
契約農地上の果樹や施設(ハウス等)等の設 置物がある場合はチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/>						電話番号を記入または確認してく ださい。(携帯電話も可)					
計	2筆	5,000.00	5,000.00	4,750.00					19,000		

89

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

記載例

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（個人）

整理番号	氏名又は名称			性別	年齢	農作業従事日数					
	〇〇 〇〇			男	62 歳	250 日					
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)		
				世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力 (年間延労働日数)	種類	数量	種類	数量
農地	m ² 8,000	農地	m ² 48,000	男	1.0 人	農業専従者		人日		トラクター	1
採草放牧地	m ²	採草放牧地	m ²			女	2.0 人				
その他	m ²									従として農業に従事する者	2.0 (1)
										乾燥機	1
										籾摺機	1
賃借権の設定を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)				例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。							

69

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積((A) 欄の面積)は除く。
- (4) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

記載例

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人）

整理番号		法人の名称		農事組合法人〇〇〇〇							
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)				賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (G)	
				<input checked="" type="checkbox"/> 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。				種類	数量	種類	数量
				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)							
農地	m ² 25,000	農地	m ² 325,000	<input checked="" type="checkbox"/> 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。						トラクター	4
採草放牧地	m ²	採草放牧地	m ²	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)						コンバイン	3
その他	m ²			<input checked="" type="checkbox"/> 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。						田植機	2
								軽トラック	3	乾燥機	5
								乗用管理機	3		
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)				例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。							

70

(記載注意)

- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積（(A) 欄の面積）は除く。
- (C)、(D)、(E) 欄は、賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握している場合は、省略できる。
- 農地所有適格法人が初めて農地中間管理機構から賃借権の設定等を受ける場合、定款の写しを添付すること。ただし再度賃借権の設定を受ける際、当該法人の定款に変更がない場合は、定款の写しの添付は省略できる。

記載例

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人以外の法人）

整理番号		法人の名称		株式会社 □□□				賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (G)			
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物 (C)				種類		数量			
				取得前	-		取得後					水稻	
				賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)									
農地	m ² 8,000	農地	m ² -	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		トラクタ	1			
採草放牧地	m ²			A	代表取締役社長	〇〇市〇〇100番地	前年実績	見込み	田植機	1			
				B	専務理事	〇〇市〇〇300番地	-	60	コンバイン	1			
				C	常務理事	〇〇市〇〇500番地	-	250	乾燥機	1			
その他	m ²	採草放牧地	m ² -	雇用労働力 (年間延日数) (E)				人日		役員または責任を有する使用人のうち1人以上が、法人が行う耕作に常時従事すること			
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)				例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。									

(従業員数 × 年間労働日)

(記載注意)

- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積（(A) 欄の面積）は除く。
- (C) 欄の「賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (D) 欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
- (D) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員等の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（一括）

(自署)

(自署)

手書き用

公社(乙)に利用権の設定を行う者(甲)(地権者) 下記の2,3を合意し、裏面の4共通事項を了承し、この計画に同意する。 (甲 自署) ○年○月○日※ (住所) ○○○○ (氏名) 所有太郎 地権者(出し手)記載欄 記載ください (電話番号 - -)	利用権の設定を受け・設定を行う者(公社)(乙) (住所) 山口市桜島三丁目2番1号 (名称) 公益財団法人やまぐち農林振興公社 (山口県農地中間管理機構) 理事長 桑原恵利 (電話番号 083-924-0067)	公社(乙)を通じて利用権の設定を受ける者(丙)(耕作者) 下記の2,3を合意し、裏面の4共通事項を了承し、この計画に同意する。 (丙 自署) ○年○月○日※ (住所) ○○○○ (氏名) 借受 花子 耕作者(受け手)記載欄 記載ください (電話番号 - -)
---	---	--

1 各筆明細

利用権を設定する農地						設定する利用権					
NO	所在：市町 大字 字 地番	地目 ※	登記面積 (㎡)	契約面積 (㎡)	利用権の 種類	利用の内容	(甲)が(乙)及び(乙)が(丙)に 貸借で設定する契約期間		賃料 金納年額(円) 物納年数量(kg)		賃料の 支払方法
1	○○ 〇〇 100番	田・畑 他()	2,000	2,000	賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 7年11月1日	終期 18年3月31日	<input checked="" type="checkbox"/> 7,600円 <input type="checkbox"/> kg <input checked="" type="checkbox"/> 4,000円/10a <input type="checkbox"/> kg/10a	丙が甲に 直接支払う	
2	○○ 〇〇 101番	田・畑 他()	3,000	3,000	賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 7年11月1日	終期 18年3月31日	<input checked="" type="checkbox"/> 11,400円 <input type="checkbox"/> kg <input checked="" type="checkbox"/> 4,000円/10a <input type="checkbox"/> kg/10a		
		田・畑 他()			賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年 月 日	終期 年 月 日	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> 円/10a <input type="checkbox"/> kg/10a		
		田・畑 他()			賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年 月 日	終期 年 月 日	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> 円/10a <input type="checkbox"/> kg/10a		
計	2筆	田・畑 他()	5,000	5,000	賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年 月 日	終期 年 月 日	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> 円/10a <input type="checkbox"/>		

有りの場合のみチェック
してください。

※甲、丙自署欄の「日付け」は必須項目で、基本、本書類の市町(農業委員会)への提出日。「他()」のカッコ内は ①山林 ②原野 ③雑種地

2 債権譲渡及び代物弁済に係る合意事項 (甲) 上記の利用権が設定された農地に係る乙の丙に対する賃料請求権を、乙から甲へ債権譲渡(民法第466条及び467条)することにより、乙の甲に対する賃料支払債務が弁済される(代物弁済という)ことを承諾します。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。 (丙) 上記の利用権が設定された農地に係る契約期間における乙の丙への賃料請求権を、乙から甲に譲渡されることを承諾します(民法第466条及び467条)。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	3 農地附属物に関する合意事項 <input type="checkbox"/> 果樹・施設等農地附属物がある(予定含む) 果樹・施設等農地附属物がある場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。 果樹・施設等農地附属物がある場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。
--	--

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

公社(乙)に利用権を設定する者(甲) (地権者: 所有太郎)	利用権の設定を受け・設定を行う者(公社)(乙)	公社(乙)を通じて利用権の設定を受ける者(丙) (耕作者: 借受花子)
下記の2, 3を合意し、裏面の4共通事項を了承し、この計画に同意する。 (甲 自署) ○年○月○日※ (住所) ○○○○ (氏名) 所有太郎 記載ください (電話番号 - -)	(住所) 山口市桜島三丁目2番1号 (名称) 公益財団法人やまぐち農林振興公社 (山口県農地中間管理機構) 理事長 桑原恵利 (電話番号 083-924-0067)	下記の2, 3を合意し、裏面の4共通事項を了承し、この計画に同意する。 (丙 自署) ○年○月○日※ (住所) ○○○○ (氏名) 借受花子 記載ください (電話番号 - -)

1 各筆明細

NO	利用権を設定する農地			設定する利用権					
	所在: 市町 大字 字 地番	地目	登記面積 (㎡)	契約面積 (㎡)	利用権の 種類	利用の内容	(甲)が(乙)及び(乙)が(丙)に 貸借で設定する契約期間 始期 年月日 終期 年月日	賃料 金納年額(円)又は物納年数量(kg)	賃料の 支払方法
1	○○ ○○ 100番	田	2,000	2,000	賃借権	水田	2025.11.1 2036.3.31	7,600	丙が甲に 直接支払う
2	○○ ○○ 101番	田	3,000	3,000	賃借権	水田	2025.11.1 2036.3.31	11,400	
計	2筆		5,000	5,000				19,000	

有りの場合のみチェック
してください。



※甲、丙自署欄の「日付け」は、必須項目で、基本、本書類の市町（農業委員会）への提出日

2 債権譲渡及び代物弁済に係る合意事項	3 農地附属物に関する合意事項
(甲) 上記の利用権が設定された農地に係る乙の丙に対する賃料請求権を、乙から甲へ債権譲渡(民法第466条及び467条)することにより、乙の甲に対する賃料支払債務が弁済される(代物弁済という)ことを承諾します。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	<input type="checkbox"/> 果樹・施設等農地附属物が有る(予定含む) 果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の取去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。
(丙) 上記の利用権が設定された農地に係る契約期間における乙の丙への賃料請求権を、乙から甲に譲渡されることを承諾します(民法第466条及び467条)。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の取去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

参考様式1

契約者 甲野 花子

被相続人 甲野太郎 相続関係説明図

記載例

74

被相続人
甲野 太郎
死亡 平成5年8月16日

妻
甲野 花子
住所 山口市葵1-1-1
出生 昭和10年10月5日

長男
甲野 一郎
死亡 昭和36年11月3日

次男
甲野 二郎
住所 東京都千代田区泉5-1
出生 昭和35年4月2日

三男
甲野 三郎
住所 福岡県福岡市中央区大名2-1-5
出生 昭和37年9月8日

長女
乙山 一子
死亡 令和2年4月20日

夫
乙山 良男
住所 山口市亀山町1-10
出生 昭和30年5月1日

長男
乙山 松太
住所 山口市亀山町1-10
出生 平成元年8月10日

次男
乙山 梅太
住所 山口市亀山町1-10
出生 平成5年7月12日

【作成上の注意】

- ・用紙サイズは日本工業規格A4又はA3で作成すること
- ・被相続人及び相続人を単に列挙する形式（列挙形式）ではなく、図形式で作成すること
- ・相続人が死亡の場合、死亡を下線で表記し、住所及び出生の表記は不要とする。
- ・相続関係説明図の縦横向きは問わない。
- ・手書き、パソコン作成は問わない。
- ・土地改良事業等、他で使用した法定相続情報を一覧にした図があり、作成者の了承を得た場合は、その写しを代わりに添付することもできる。

参考様式2

契約者：乙山 松太

(耕作者：農事組合法人 ○○○)

記載例

農地貸借契約に係る誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 様

氏名欄は必ず自署にて
記入して下さい。

住所 山口市亀山町1-10

氏名 (自署) 乙山 松太

地権者との関係 (孫)

この度、私は、別添の計画等について、これに係る一切の責任を負うことを誓約します。

記

契約対象農地	登記簿面積 (㎡)	登記名義人	※理由
山口市葵***-*	1,000.00	甲野 太郎	②

下記の①～④の内該当する番号
を記入して下さい。

※登記名義人と契約者が異なる理由を下記の該当する番号を記入

- ① 当該農地は共有名義となっている。(複数での契約が難しい。)
- ② 相続登記はなされていないが、契約者が相続予定者である。
- ③ 相続登記はなされていないが、相続関係者は相続放棄等で実質的に法定相続人が契約者だけである。
- ④ その他 ()

(留意事項)

登記名義人が存命の場合は、契約者は登記名義人とする(①の場合を除く)。登記名義人が高齢で判断能力が無い為直接契約ができない等、特殊事情による場合はその旨を④に記載する。

相続未登記の場合(所有権が数人の共有に係る農地の場合含む)、当面連絡先として窓口となる者を決めていただき、相続登記が完了した場合は公社にご一報ください。なお、契約者の変更が生じた場合には、契約者変更の手続きを行います。

原状回復に関する確認書

利用権の設定を受ける農地に係る附属物（農地を付合した物を含む。以下同じ）について、地権者と耕作者は協議の上、下記のとおり原状回復の範囲及びその内容を確認した。

ほ場ごとの状況を現地確認し、あてはまる状況にチェック を付けてください。

記

地権者と話し合い、将来的に農地を返す場合の除草や耕耘の有無を決めてください。

1 利用権の設定を受ける農地

所在	面積 (㎡)	借受時						返還時						
		ほ場 除草		ほ場 耕耘		畦畔 除草		写 真	ほ場 除草		ほ場 耕耘		畦畔 除草	
		済	未	済	未	済	未		要	不	要	不	要	不
山口市大内1234-1	2,000	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	A-1, 2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
山口市大内1235	3,000	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	A-3, 4	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

農地を借りた時に、ほ場の全景や草の生え具合、気になる箇所ごとに写真をとってください。

2 農地に係る附属物

既存の附属物 (台数、規模等)	設置時期 又は 植付時期	借受時			返還時			
		破損等 の有無 有 無	具体的な状況	写真	修繕 要 不	交換 改植 要 不	具体的な状況	
ビニールハウス 6m×30m 単棟4棟	H30.04	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	被覆材劣化 骨組パイプ錆 ドア破損	B-1 B-2 B-3	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	被覆材、骨組に破損 なければ、それ以上 の補修は不要	
(樹木の例) 幸水 20本	H02.06	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	5本枯れ 改植要	B- 1,2,3,4	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	剪定、防除作業を 終えておく	
既に設置されてある建物や樹木は、耐用年数を把握するため、地権者や設置者から設置時期の聞き取りをお願いします。		具体的な破損の状況を記入し、箇所ごとの写真を撮ってください。		耕作者が普通に使うことによって壊れたり汚れたりした部分(通常損耗)や時間の経過によって自然に古くなって壊れたり汚れたりした部分(経年変化)は元に戻す義務はありません。このことを考慮して、地権者と話し合い、附属物の修繕や部品交換などの範囲の有無を決めてください。				

新設する附属物 (台帳、規模等)	設置者 又は 植付者	設置者の 収去義務		具体的な収去方法 (設置者の具体的な対応)
		要	不	
ビニールハウス 6m×30m単棟4棟	J A〇〇 リース契約物件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	J A〇〇からのリース期間中は移設 リース金償還済みは、撤去
作業・資材用ハウス 6m×15m 1棟	耕作者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	撤去
[樹木の例] 豊水 10本	耕作者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	伐採、伐根
二十世紀 10本	耕作者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	地権者の要望があり、そのまま残す
設置者が附属物を設置した場合、返還時は収去する義務があります。		耕作者が事業参加者となって補助事業を活用して設置した場合、補助事業実施主体と話し合って、撤去又は移設の方法を決めてください。 リース金償還後は、設置物件の所有者が撤去するのが基本です。		

3 その他の取り決め

分類	質問者	内容	回答・結果	備考
ビニールハウス (既存)	耕作者	当事者同士で賃貸借契約を行いたい。	地権者了承	賃貸借契約書 ↑
ビニールハウス (既存)	耕作者	パイプ錆を除去し、防錆塗料を塗布したい。	地権者了承	契約書など、別の取り決めがあれば、写しを添付してください。
ビニールハウス (既存)	耕作者	天災その他不可抗力等、耕作者の責のない事由により損傷、倒壊等が発生した場合、その修復方法等を含め別途地権者と協議したい。	地権者了承	
幸水 (既存)	耕作者	一部改植させて欲しい。法定耐用年数（梨26年）の全部を経過しているので、簡便法での使用可能期間(5年)を経過した際は、樹木が枯れても揉めない。	地権者了承	
幸水 (既存)	地権者	返還の際は、剪定、防除等、時期に応じて引き続き農業するための作業を行って欲しい。	耕作者了承	
二十世紀 (新設)	地権者	譲り受けたいので、樹木はそのまま残して欲しい。収去しないことで得る利益は負担したい。	耕作者了承	返還時、耕作者は費用請求すること

本確認書のとおり、農地に係る附属物の状況並びに原状回復の範囲及びその内容（公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下、「公社」という。）は耕作者の履行補助者に該当しないことを含む。）を確認しました。

令和 年 月 日

地権者 住所 **山口市〇〇町〇番地**
(自署)

氏名又は法人名 **所有 太郎** **実印**
(代表者)
連絡先 **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

令和 年 月 日

耕作者 住所 **山口市亀山町〇丁目〇番地〇号**
(自署)

氏名又は法人名 **借受 花子** **実印**
(代表者)
連絡先 **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

写真台紙

撮影日 年 月 日

<p>番号 A-1</p> <p>写真添付</p>	<p>番号 A-2</p> <p>写真添付</p>
<p>番号</p> <p>写真番号は 「1 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地」と 「2 土地に係る附属物」で確認した写真番号と一致させてください。</p>	<p>番号</p> <p>写真台紙は、この用紙でなくても、別の用紙に貼っていただいても構いません。 用紙サイズも問いません。</p>
<p>番号</p>	<p>番号</p>
<p>番号</p>	<p>番号</p>

原状回復に関する誓約書

様

私は、利用権の設定を受ける農地及び農地に係る附属物について、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 農業上の適正かつ効率的な利用を確保します。
2. 返還時において、原状回復に関する確認書に記載のとおり、履行します。

以上

年 月 日

耕作者（自署）

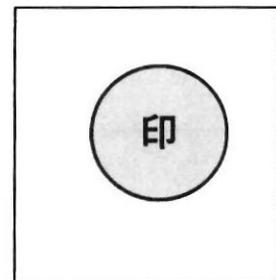
住 所 山口市亀山町〇丁目〇番地〇号

氏名又は法人名
（代表者名） 借受 花子

連 絡 先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

生 年 月 日 (S)・H・R 〇 年 〇 月 〇 日 生

印鑑（実印）



※印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付すること。

原状回復に関する連帯保証人承諾書

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

利用権の設定を受ける農地	令和〇年〇月〇日付け公告 「農用地利用集積等促進計画（配分）」のとおり
農地に係る附属物 (農地に付合した物を含む)	「原状回復に関する確認書」のとおり
保証する責任の限度額	金〇〇〇万円
連帯保証人である私は、耕作者から、以下の事項について説明を受けました。	
	チェック欄
(1) 耕作者自身の財産及び収支の状況	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 耕作者が耕作者以外の者に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況	<input checked="" type="checkbox"/>
(3) 耕作者が本確認書の原状回復の責任について公益財団法人やまぐち農林振興公社に担保を提供していない事実	<input checked="" type="checkbox"/>

私は、別紙「原状回復に関する確認書」に基づき耕作者が負う責任につき、上記の限度額を極度額とし、その範囲において、耕作者と連携して履行を負います。

なお、利用権の設定を受ける農地に係る契約更新後も、引き続き連帯保証人になることについて承諾します。

年 月 日

連帯保証人（自署）

住 所 山口市亀山町〇丁目〇番地〇号

氏名又は法人名 保証 一郎 （保証人2名の中の1名）

印鑑（実印）

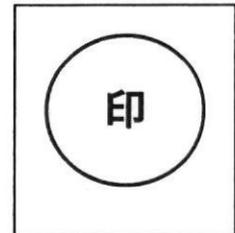
（代表者名）

連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

生年月日 (S)・H・R 〇年 〇月 〇日生

続 柄 (〇)

※印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付すること。



原状回復に関する連帯保証人承諾書

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

利用権の設定を受ける農地	令和〇年〇月〇日付け公告 「農用地利用集積等促進計画（配分）」のとおり
農地に係る附属物 (農地に付合した物を含む)	「原状回復に関する確認書」のとおり
保証する責任の限度額	金〇〇〇万円
連帯保証人である私は、耕作者から、以下の事項について説明を受けました。	
(1) 耕作者自身の財産及び収支の状況	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>
(2) 耕作者が耕作者以外の者に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況	<input checked="" type="checkbox"/>
(3) 耕作者が本確認書の原状回復の責任について公益財団法人やまぐち農林振興公社に担保を提供していない事実	<input checked="" type="checkbox"/>

私は、別紙「原状回復に関する確認書」に基づき耕作者が負う責任につき、上記の限度額を極度額とし、その範囲において、耕作者と連携して履行を負います。

なお、利用権の設定を受ける農地に係る契約更新後も、引き続き連帯保証人になることについて承諾します。

年 月 日

連帯保証人（自署）

住 所 山口市〇〇町〇丁目〇番地

氏名又は法人名 保証 栄子 (保証人2名の内の1名)

(代表者名)

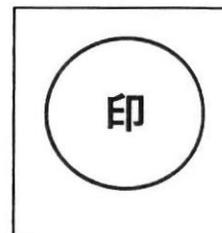
連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

生年月日 (S)・H・R 〇年 〇月 〇日生

続柄 (〇)

※印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付すること。

印鑑（実印）



農地附属物に関する確認書

下記1の利用権設定予定の対象農地に係る附属物（果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設等をいう。以下同じ）について、地権者 所有太郎（以下「甲」という。）及び耕作者 借受花子（以下「乙」という。）は、下記2の申し合わせ事項を相互に確認しました。

記

1. 利用権設定対象農地

農地の所在	地目	面積 (㎡)
〇〇市大字〇〇字〇〇100番	田	2,000
〇〇市大字〇〇字〇〇101番	田	3,000
以下余白		

2. 申し合わせ事項

- (1) 甲乙は、〇〇市町に農地中間管理事業による権利設定の実施を申し出ます。
- (2) 農地附属物の原状回復（附属物の収去を含む。以下同じ）の内容については、甲の意向に沿って、乙が原状回復確認書を作成し、甲乙双方で保管します。
- (3) 農地附属物の収去義務は、乙が甲に対して直接義務を負い、（公財）やまぐち農林振興公社及び上記1の農地の所在する自治体（以下「地元自治体」という。）は、甲に対し義務を負いません。

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様
〇〇市町長

年 月 日

(甲) 住所 〇〇市〇〇町〇番地
(自署) 氏名 所有 太郎 (実印)

※ 印鑑証明書の添付は不要

年 月 日

(乙) 住所 山口市亀山町〇丁目〇番地〇号
(自署) 氏名 借受 花子 (実印)

※ 印鑑証明書の添付は不要